

平成 27 年 4 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 27 年 4 月 24 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 46 分
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 内田 晴久 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 生涯学習課長 佐藤 正男 教育部参事 鈴木 健次 図書館館長 石井 勇次 教育総務課長 山口 均 教育総務課課長代理(庶務担当) 鈴木 利昭 学校教育課長 片野 新治 教育総務課庶務担当主任主事 水野 統之 教育指導課長兼 教育研究所長 柏木 荘一
傍聴者	4 人
会議次第	<p style="text-align: center;">4 月 定例教育委員会会議</p> <p>日 時 平成 27 年 4 月 24 日 (金) 午後 1 時 30 分</p> <p>場 所 秦野市役所西庁舎 3 階会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 請 願</p> <p>(1) 教科書採択制度に関する請願について</p> <p>4 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 平成 27 年 5 月の開催行事等について</p> <p>(2) 臨時代理の報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 報告第 8・9 号 市立小中学校教職員の人事上の措置について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 報告第 10 号 秦野市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正することについて</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 報告第 11 号 秦野市教育委員会職員の人事事務、服務等に関する規程の一部を改正することについて</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 報告第 12 号 秦野市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正することについて</p>

	<p>(3) 平成27年度園児、児童、生徒及び学級数について</p> <p>(4) 平成27年度学校教育関係事業について</p> <p>(5) パサデナ市派遣・青少年訪問団について</p> <p>(6) 子どもの事件・事故等について</p> <p>(7) 平成27年度教育支援教室いずみ運営要領について</p> <p>(8) 平成27年度教科学習支援員について</p> <p>(9) 平成27年度「秦野の歴史2015」春季特別展について</p> <p>(10) 市制施行60周年記念特別展「秦野ウォッチ」について</p> <p>5 議 案</p> <p>(1) 議案第10号 平成28年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針について</p> <p>(2) 議案第11号 秦野市指定文化財の指定に関する諮問について</p> <p>6 協議事項</p> <p>(1) 平成27年度教育委員会教育行政点検・評価について</p> <p>(2) はだの教育プラン及び生涯学習推進計画の策定について</p> <p>(3) 教科用図書採択に係る日程等について</p> <p>(4) 秦野市いじめ防止基本方針に基づく調査委員会等の設置について</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 平成27年度PPS事業者による電力供給について</p> <p>(2) 児童生徒の安全確保に向けた取組について</p> <p>(3) 意見書について</p> <p>8 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

それでは、ただいまから4月の定例教育委員会会議を開催いたします。

お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、会議録の承認についてですが、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

—特になし—

望月委員長

秘密会につきましては、同様に、ご意見、ご質問がある場合には、会議終了後、事務局に申し出てください。よろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。次に、請願を議題といたしますが、今定例会には「教科書採択制度に関する請願」が提出されております。この請願について、「請

願等取扱要綱」第5条第3項の規定に基づき、請願者から意見陳述の申し出がありましたので、意見陳述を許可したいと思います。よろしいですか。

—異議なし—

望月委員長

それでは、請願者の意見陳述を許可します。

これから意見陳述をしていただきますが、「請願等取扱要綱」第5条第4項において、「請願者等の意見陳述の時間は、5分以内とする。ただし、時間の延長は一切認めず、これに関する質疑応答も行わない」という規定に従い、発言をお願いします。

請願者

今日は教科書採択制度のごく一部になるわけですが、それについて陳述をいたします。まず、請願項目の(1)と(2)についてですが、最近入手しました文部科学省初等中等局長による「平成28年度使用教科書の採択について」という通知がありますが、実は(1)、(2)とほとんど同様な趣旨が掲示されております。つまり、教科書の見本は教育委員の人数分を送ってあるのだから十分に時間的余裕をもって、見本を閲覧し、その内容について適時吟味できる環境を整えることが必要であるということと十分な教科書の調査研究期間が確保できるように採択された教科書の必要数の報告期限をさらに遅くするなど再検討することと明記されております。つまり、教育委員の方々にしっかりと教科書を選んでもらう。そのために必要な環境整備をなさйтеということだと思います。この文部科学省の通知では、年々詳細になってきていますが、一貫して教科書の想定だとか、構成だとかより、教科書の記述内容を重視するということを強調しております。この方針には私も大賛成です。ちなみに、この文部科学省通知と私の記述文は教育総務課に届けてあります。次に項目(3)に移ります。中学校の教科書採択の時期が近付いてきましたが、この第一段階は調査員の先生方が作成する教科用図書著者研究の結果、いわゆる選定資料であります。私は相当以前からこの選定資料の内容に大変疑問を持っておりまして、その問題点を請願の理由に書いておきました。このようなものが教科書採択を責務とする教育委員の皆さんのお役に立っているのかどうか。もっと役立つ資料を作るようにと今まで指示されてこなかったことにもなぜだろうというように思っております。そこで一番良い教科書を選択するには、同じ具体的な観点を決めて、それについてどのように各教科書が

記述しているか、その内容を横並びにして、比較調査することではないかと考えて、提案した次第であります。実はこの3項につきましても初等中等局長の同じ通知の中で、その方法論は別にして、同様の趣旨が記述されています。すなわち教科書の調査研究については、必要専門性を有し、公正公平に調査研究を行うことができる調査員を選び、作成する資料については教育委員会の判断に資するよう一層充実したものにするよう努めることとあります。ここまで書くほど文部科学省の問題意識が精鋭化している。つまり、事態を憂慮しているのではないかと思います。実は4月に26年度教科書採択調査結果というのを、文部科学省が初めて公表しています。そこには見本本を教育委員会には届けないという市町村が17.6%もあったということなどその他詳細に報告しております。特に歴史・公民の教科書に限定したのは、算数・理科などとは違い、子ども達の価値観醸成に大きな影響を与える教科だと思っからです。日本への愛情を育み、日本が好きになるようなそういう教科書であって欲しいというように思っているわけです。その意味で今回の請願を採択され、見本本を教育委員の方々が十分に読み込み、どの教科書がよいかを判断され、十分な審議を尽くして、教育基本法の教育目標及び学習指導要領に合致した一番よい教科書を採択するというプロセスをぜひ実現されるようお願いする次第です。以上です。

望月委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述が終わりました。

この請願については、前回、3月定例教育委員会会議で報告を受けたものですが、この件についてご意見を伺いたと思います。いかがでしょうか。

教育長

今、請願者からの陳述があったんですけども、前回の中学校の教科用図書の採択の際に、同様に請願が提出されていると思いますが、当時の内容はどのようなものだったのかわかれば教えてください。

教育指導課長

23年度の中学校の教科用図書採択の際に、今回の請願者より、「我が国の領土・領域をめぐる問題や北朝鮮による日本人拉致事件についての記述が、最も充実している公民教科書を採択していただきたい」という公民の種目のものと、「学習指導要領の目標に最もふさわしい歴史教科書の採択を求める請願」という歴史の

種目の2つの内容が記載された請願が提出されています。当時は、教育基本法の改正や学習指導要領が改訂されその趣旨をふまえ、採択権者である教育委員会の責任のもとに適切に行っていただきたいというものでした。

教育長

今、前回の請願の内容として公民の教科書、それから歴史の教科書の採択を求めるという2つの内容ということだったのですが、前回、教育委員会として教育委員の皆さんが責任をもって、そういったものに対して措置されたと思っておりますけれども、その請願の処理はどうなっていますか

教育指導課長

内容の中に、実際の発行者名を挙げた請願でしたので、教科用図書が届いてから審議を行い、請願者からの説明をいただいたうえで、「採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する」という理由で、この請願は不採択になりました。

望月委員長

前回経験されている方もいらっしゃるのではないかと思います。飯田委員は初めてですね。それではほかにありますか。

飯田委員

請願項目の中に、教育委員は教科書に十分に目を通すことが不可欠、そしてまた、時期を十分に確保するようにとありますが、教科書というのは届くのはいつ頃になるのでしょうか。

教育指導課長

採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第、速やかに送付されることになっています。送付され次第、お届けすることにしておりますが、文部科学省の通知によりますと、全種目そろるのが5月中旬の予定となっております。

飯田委員

5月中旬ぐらいに届いてから採択するまでの間というのは、私たち教育委員が目を通す時間は十分あるわけですね。

教育指導課長

届き次第すぐにお持ちしたいと思います。十分に配慮したいと考えております。

望月委員長

本当大変ですよ。すべてを見て、付箋を入れて、それで自分の考えとあっているかどうか、記述はどうかとか、もちろん学習指導要領の趣旨に沿って作られるわけですがけれども。すべて読まなければなりませんので覚悟してください。

高橋委員

先ほどの請願者の陳述の中で、4月7日付けの文部科学省の通知に触れられました。今、手元にありますが、(2)の教科書採択の公正確保についてというところで、静謐な採択環境を確保するために、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において、公正かつ適切な採択を行うこと、これが

教育委員に課せられた責務だと思っております。こういうことから内容如何に関わらず、外部からの働きかけというものはシャットアウトしなければいけないと考えておりますので、この意見は取り入れるべきではないと考えます。

望月委員長

高橋委員はそういうお考えのようですが、ほかにどうでしょうか。

内田委員

教科図書の教科とか種目別の観点についてはいかがでしょうか。

教育指導課長

請願の裏面をごらんください。

今、23年度の種目の歴史的分野のものが掲載されております。この表は、神奈川県教育委員会が作成した義務教育諸学校使用教科用図書採択方針に基づき、その中で教科用図書の調査研究の観点としたものでございます。調査研究の観点は、学習指導要領に定められた各教科の目標や生徒の学習状況等に鑑み、教材、配列などの取り扱いが適切であるかどうかという視点に基づき、具体的な観点の項目が種目ごとに示されることになって、県の採択方針として、教育委員会の皆様にも、本日、資料を配付させていただいております。

以上です。

望月委員長

よろしいですか。

内田委員

私は、これで中学校の教科書の採択は二度目になりますけれども、きょう、請願ということでご意見をいただいておりますが、教育委員は一人一人しっかりと責任を持って、次世代を担う子どもたちの育成という視点でどういうことが重要なのか、そういったものをそれぞれしっかりと、教科書一つ一つを見比べて、内容を精査して、比較検討した上で責任を持ってやっていくということが基本だろうと思うんですね。これまでと同様、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

望月委員長

私たち教育委員としての責任を持ってやっていくべきということですね。

内田委員

はい。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

教育長

今、内田委員からお話があったのですが、しっかりとやっていくという、教育委員の責任のもとにやっていくという、これは、実は、これまでの採択のときにもそうした考えでやってきたわけ

で、そうした点では今回についても同様のお考えを皆さんもお持ちだというふうに思っています。今回の請願のそれぞれの項目の趣旨ですけれども、この請願の趣旨については、これまでも教科用図書採択の過程の中で既に教育委員さんとして取り組んでいただいていた内容であるというふうに私自身は思っております。

望月委員長

ほかにどうですか。

—特になし—

望月委員長

それぞれ皆さん、言い尽くしましたか。

教科書は学習指導要領に基づいて作成され、文科省の検定を受けています。そして、教科用図書採択に当たっては、採択権者である教育委員会が、教育基本法を初め教育関係の諸法規、あるいは文科省からの通知とか、県教委からのいろいろな法に基づく通知などに基づいて行われています。それにプラス大事なことは、秦野市がどんな子どもをつくりたいか、本市の教育委員会の教育目標が重要になるわけですが、国のいろいろな諸法規、動き、学習指導要領、それから本市の大事な教育目標等に照らして、私たちはその責任を持っているわけですから、その責任のもとに、公正、適正、それから公平に責任を持って行う、これが我々の使命だというふうに考えているわけです。したがって、外部からの働き、あるいは、これからもあるかもしれないのですが、全て静ひつな環境を確保する、そういうことを大前提としていきたいというふうに考えているわけでありませう。

したがって、教科書採択制度についての請願については不採択ということにしたいと思いますが、皆さん、ご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、この請願につきましては不採択といたします。

それでは、次に、「教育長報告及び提案」に入りたいと思います。お願いします。

教育長

それでは、資料No.1をごらんいただきたいと思います。平成27年5月の開催行事等について報告をさせていただきます。

まず、5月10日、日曜日ですが、9時半から、27年度の第1回いじめを考える児童生徒委員会を堀川公民館で実施いたします。市内の全小中学校の代表児童生徒が集まります。いじめ根絶に向けての意見交換を行うということで、時間のご都合がつくよ

うでしたらご出席いただきたいと思います。

翌11日の月曜日、教育訪問、すえひろこども園でございます。4月から4園がこども園に移行しましたが、既にご説明してあるとおり、教育に関する研修等については教育委員会が受け持つということになっておりますので、この教育訪問も、従前の幼稚園あるいはこども園、保育園と幼稚園が同居していたこども園というときと同様に、教育訪問を実施するという形で動いております。

12日と22日はブックスタート事業、これは例月実施しているものでございます。

17日は「たけのこ学級」、本町公民館でございます。義務教育修了後の知的障害者の社会参加と生きがいくりの場ということで、毎月第3日曜の開催でございます。

5月18日の月曜日、5月の定例教育委員会会議、日程の都合上、時間が15時半からということでございます。

同じく18日の15時から、研究推進担当者会議ということで保健福祉センターで行います。小中学校の研究推進担当者が集まりまして、情報共有、それから学力向上に向けた取り組みについて協議をいたします。

翌19日、教育訪問、本町中学校でございます。これにつきましても、時間のご都合がつけばご参加いただければと思います。

19日の火曜日、1時半から、新採用・転任採用教員研修会を堀川公民館で行います。

5月23日の土曜日、広畑小学校運動会。市内の小学校では広畑だけがこの時期にございます。以前の2学期制の関係でこの時期に持っていきまして、そのままこの時期に実施をしております。

5月26日の火曜日、学校・教育訪問、南が丘小学校でございます。これにつきましても、時間のご都合がつけばご参加いただきたいと思います。

5月27日から6月28日の間、中学校が修学旅行に参ります。5月27日の本町中学校から始まりまして、6月20日の鶴巻中学校まで、全9校がそれぞれ、信州、奈良、関西、広島、鶴巻中は広島・京都という形で修学旅行を実施いたします。

5月30日の土曜日、第28回の夕暮祭短歌大会の表彰式と講演会を行います。図書館の視聴覚室でございます。

私からは以上でございます。この後、各部長、課長から説明を

望月委員長

いたさせます。お願いします。

秘密会の取り扱いについて、皆さんにお諮りしたいと思います。

「教育長報告及び提案」の「(2) 臨時代理の報告について」、「ア 報告第8・9号 市立小中学校教職員の人事上の措置について」、「(6) 子どもの事件・事故等について」及び「6 協議事項」の「(3) 教科用図書採択に係る日程等について」は、個人情報等が含まれているため、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

よって、4の(2)のア、4の(6)及び6の(3)は秘密会といたします。

それでは、引き続きまして、関係課等、お願いします。

教育総務課長

私からは、(2)の臨時代理報告のうち、報告第10号、報告第11号、報告第12号、この3点について報告をさせていただきます。この3点いずれも、本年4月1日から市の職制が変わりまして、その職制の変更に伴いまして教育委員会の事務局規則等の改正を教育長の臨時代理で実施させていただいたものでございます。

この職制の改正につきましては全てに通じるわけですが、まず1点目として、今まで、課の下に班と担当が置いてあったわけですが、この班を担当に変更しまして、全て何々課何々担当と。今までは班というものも何々担当というものも両方あったわけですが、全て担当に統一を図ったということと、従来、課長補佐という職責が課長の下にあったわけですが、これを課長代理と、補佐を代理に移行してございます。それに伴いまして、今までは課長代理に専決権というものはなかったわけですが、事務処理の迅速化を図るために、文書ですとかサービスに関するもののうち、比較的簡易、定例的なものについては課長代理の専決。そういったところで3点ほどの職制の改正がありました。それに伴って関係の教育委員会の規則の改正になります。

まず、報告第10号、資料No.2-3になります。教育委員会規則等の一部改正について、3月31日付で、4月1日からの市長部局の組織改正に合わせて改正を行うというものでございます。

規則新旧対照表ですが、左側が「新」で右側が「旧」になって

ございます。第2条のほうに、「事務局に次の部、課及び担当を置く。」というふうな新しい規則が「新」のほうには書いてございますが、右側には「課及び班を置く。」、この「班」という部分を「担当」にかえたということで、教育部においても、教育総務課以下、それぞれ「班」があったわけですが、それを「担当」にかえるということでございます。

第3条は事務分掌でございます。今まで、事務分掌は班ごとに事務分掌という規定をしてございました。これも、全庁的に班単位での事務分掌を決めていたものを課単位で、なるべく課長等の範囲で事務分担を指定することにより機動的にマネジメントできるのではないかとということで、班ごとの事務分掌を除いて、何も変わってございません。

最後から2ページ目、6ページ目でございます。これも関係職員の職の設置等に関する規則ということで、先ほど言いましたのは事務局の組織、今度は職の設置として、部長、課長、今までは課長補佐という職があったわけですが、今度は、課に課長、担当に課長代理を置くという形で職員の職の設置を改定するということです。

それと第6条のほうでは、同様に図書館も、今までは館長と館長補佐があったわけですが、館長代理に改定となっております。

おめくりをいただきまして、8ページも同様でございます。図書館条例施行規則の中の「班」の部分を変えていく。桜土手古墳展示館という部分でも、文化財の担当の課長補佐を課長代理に変えていくということでございます。

9ページの一番下は、今回とは別に、別表の中に、従来、曾屋ふれあい会館が9ページの表の一番下から3番目に入ってございました。それを今回の改正に伴いまして修正を行っています。

報告第11号の資料No.2-4になります。これにつきましても同様に、人事、サービスという部分で、資料No.2-4の一番後ろのページに新旧対照表がございます。人事、サービスの部分の第2条の中に、いわゆる法令違反があったようなときに通報ができるという法律があるわけですが、そういう法律に照らして通報するような場合の担当課、それが市長部局ですと市長室長、人事課長というような流れになっているわけです。それを教育委員会については教育部長、教育総務課長という読みかえでございます。その中の

課長補佐の部分を課長代理に変えるということでございます。

資料No.2-5の報告第12号でございますが、これも同様に、事務決裁の規程についてでございます。事務決裁の規程の部分、後ろから3ページ目に新旧対照表がついているのですが、事務決裁の規程で、今まで決裁規程の中に「課長補佐」というものがございますので、その決裁の区分の部分「課長代理」という形にかえていくということでございます。

3ページの防火管理者の規程については、先ほど申しました曾屋ふれあい会館が廃止になりましたので、その部分を削らせていただいています。

一番最後の4ページにつきましては、インターネット利用に関する規程ということで、「磁気ファイル」という言葉を「外部記憶媒体」という形で字句の修正を行っています。

続きまして、資料No.3になります。27年度、園児、児童、生徒及び学級数についてでございます。私のほうからは幼稚園の部分についてお話をさせていただきます。

資料No.3を見ていただきますと、27年度の幼稚園の園児の一覧がついてございます。今回につきましては、1で市立幼稚園の園児、2のほうで市立こども園（1号認定）ということで、従来14園ありました公立幼稚園につきまして、この4月から4園をこども園に移行しましたので、分けて書かせていただいております。

表を見ていただきますと、1の公立幼稚園につきましては、一番下に合計がございますが、27年度は、4歳児、5歳児合わせて1,019人、昨年比べて41人ほど減っております。括弧のほうで統合教育の対象園児の数が書いてございますが、これにつきましては71人というようなことで、8名ほど増えているところでございます。下も同様に、こども園につきましても、255人ということで、前年より16人減っている。また、統合については22人ということで、前年より5名増えているということで、全体としましては1,274人。前年より4歳、5歳のお子さんの幼稚園及びこども園の就園の人数としては、57人ほど減っています。

裏面のほうに、各幼稚園、こども園別の人数が書いてございます。左側が26年度、右側が27年度でございます。網かけをし

学校教育課長

であるところに今申しました全体の合計の人数が書いてございます。その次に市内の園児ということで就園率がございまして。就園率が50.1%で、昨年が49.7%でしたので、幼稚園に通っておられるお子さんの数は減っていますが、全体の人数が減っていますので、就園率は若干伸びているということでございます。

以上でございます。

私からは、次のページにございまして「平成27年度児童・生徒数及び学級数について」、ご報告いたします。

真ん中の平成27年4月6日現在の数値が最新の数値となっております。

まず、小学校普通学級でございまして、児童数は8,133人、学級数は262学級で、昨年度5月1日に比べまして64人減、1学級の減となっております。

中学校につきましては、生徒数4,089人、学級数は117学級で、昨年度と比べまして15人増、5学級の増となっております。

次に、特別支援学級でございまして、小学校が259人、50学級で、昨年度と比べまして40人、8学級の増となっております。同じく、中学校は89人、24学級、昨年度と比べて4人、1学級の増となっております。

次に、外国人の在籍者数でございまして、小学校につきましては178人で、昨年に比べ18人の減、中学校は80人で、昨年に比べまして6人の減となっております。小中合わせまして、22カ国、258名ということになってございます。国別で申し上げますと、多い国では、ペルーが57人、ベトナムが50人、ブラジルが45人、ラオスが17人の順となっております。

最後に通級学級でございまして、末広、西、本町、渋沢の4つの小学校におきまして合計79人、昨年に比べまして1人の増となっております。

なお、各学校の詳細につきましては裏面に記載してございます。こちらのほうは後ほどごらんいただければと思います。

以上で私からの報告を終わります。

教育指導課長

続きまして、資料No.4をごらんください。平成27年度の学校教育関係事業ということで、多岐にわたりますので、新規を中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目の一番下です。小中一貫教育推進モデル校事業ということで、県の指定を受けまして、今年度、秦野市、箱根町、海老名市、この3市町が指定を受けまして取り組んでいる新規事業でございます。今年度は準備期間ということで、28年度の本格開始ということで進めていきたいと考えております。

続きまして、2ページをごらんください。(2)の教育研究所調査研究事業ということで、今年度、部会を3部会開催いたします。その2つ目、小学校(社会科)研究部会ですけれども、これは、「わたしたちのまちはこの」について、データ、それから図などが大分古くなったということで、それを最新データに差しかえるということで、単年度事業ということで、マイナーチェンジを図っていきたいと考えております。

その下の学校ICT推進研究部会ということで、こちらも新規です。小中学校においてICTを活用した校務効率化を図り、子どもたちと向き合う時間を確保する、また、わかりやすい授業を行うためのICT機器の活用について研究を行い、効果的に活用するにはどうしたらいいだろうという部会を開催いたします。

続きまして、3ページ目の一番下をごらんください。教育指導関係事業の会議・委員会のところに書きましたが、研究推進担当者会、こちらに関しましては、各学校の研究主任という役割を担った教諭を集めまして、内容的には学力の向上もしくは学力の定着に向けた会議をどのように進めていくか、あとは、各校の取り組みの情報共有を図っていきたいという新規事業です。こちらには「5・11月」と書いてありますけれども、新年度ということで当面2回の会議を予定しておりますが、内容に応じて、学力の向上、それから定着という重い内容になっておりますので、必要に応じて会議の回数も増やしていきたいと今年度は考えております。

続きまして、4ページをごらんください。推進事業の一番下です。コミュニティ・スクール実践研究事業ということで、これは新規事業です。こちらは、西中学校をモデル校といたしまして、コミュニティ・スクールの研究を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料No.5をごらんください。先日のパサデナ市派遣・青少年訪問団、こちらは市民自治振興課が所管の事業ですが、

報告させていただきたいと思います。

(2) の目的、パサデナ市との交流を通して、国際性豊かな青少年の育成、または秦野市とパサデナ市の友好関係の発展に資するという目的のもと、3月26日から4月2日の間で行って来ました。現地で飛行機が飛ばなくなったということで、1泊になってしまったというハプニングもあり、帰ってきて子どもたちはぐったりしていましたが、よい経験をしたという報告を受けています。

「(3) 訪問団メンバー」ということで、公募中学生は南中学校と東中学校の生徒でした。公募高校生は平塚江南高校及び神奈川総合高等学校の生徒、秦野市在住の生徒です。スピーチコンテスト入賞の生徒2名は、2名とも南が丘中学校の生徒です。秦野市の公立中学校の英語科教諭ということで、西中学校の教諭に同行していただきました。

資料No.6をごらんください。本年度の児童・生徒教育支援教室いずみの運営要領でございます。

1ページをごらんください。まずは、いずみの位置づけですが、これも、「目的」にも書いてあるように、小集団活動を通して学校復帰を図るという位置づけであります。どの学校でも不登校もしくは不登校ぎみのお子さんについては、個別支援を何らかの形でやっています。エネルギーを蓄えるといいますか、小集団でもできそうだなという子を対象として、学校復帰等に向けて支援していくという位置づけであります。

3ページをごらんください。「5 支援の方針」ということで、(1)、小集団活動を中心に行っております。

次に、「6 活動内容」ということで、これまでも十分にやってきましたと思うのですが、「(1) 自立のための生活に向けて」ということで、社会体験、これまでも陶芸教室とか・・・の体験活動をやっておりますけれども、社会との接点をもっともっとふやせたらいいんじゃないかということで、今年度、社会体験の充実を図っていきたいと考えております。子どもたちに成功する体験というものをもっともっと味あわせてあげたいということで、ことし11月に開かれる野外造形展でもいずみの児童・生徒のブースを設けて取り組んでいければというふうに考えております。

それから、6ページです。一番上の「12 在籍校との連携」ということで、やはり「いずみ」に任せきりということのないように、在籍校から「いずみ」へ、または「いずみ」から在籍校へということ、それぞれの情報の共有を十分図れるような取り組みをしてみたいと考えております。

続きまして、資料No.7をごらんください。教科学習支援員についてです。東海大学のご協力をいただきまして、今年度も教科学習支援員を秦野市内全ての小中学校に派遣することができました。ありがとうございます。

2ページをごらんください。上の⑥です。特にこれは働きかけいただきまして、今年度、長期休業中、特に夏季休業中に東海大学さんから学生さんを派遣していただいて、長期休業中等もご支援いただける方向で、学力向上に資するような取り組みを行ってまいりたいと考えております。

もう一点、(4)の②をごらんください。下線が引かれております。今年度は、9月に、大学4年生の学生さんも含めて、後期の追加募集を図っていきたいと考えております。各小中学校からのニーズが非常に高いということで、追加募集させていただくような協力を東海大学の方にご理解いただきながら取り組んでいきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

生涯学習課長

生涯学習課からは、2点の行事についてご報告いたします。

まず、資料No.8の桜土手古墳展示館春季特別展についてですが、市内の出土物など、文化財資料を紹介する桜土手古墳展示館では、春と秋の2回、特別展を開催しています。今回の特別展は、今月の14日から6月28日まで、歴史を学び始める小学校6年生をターゲットにいたしまして、「秦野の歴史2015」をタイトルに、旧石器時代から江戸時代までの市内から出土した遺物など50点余りを展示いたします。

展示会には、市内外から多くの小学校が社会見学で来館しております。今年度も既に、今月の16日には大根小の6年生127人が見学に訪れまして、きょうも、午前中には南が丘小学校6年120人、午後には西小の6年130人が訪れて学んでいただいております。今後も、特別展を初めさまざまな事業を展開し、郷土の歴史学習の場であり、市内唯一の博物館である展示館への誘

客を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料No.9をごらんいただきたいと思っております。ご承知のとおり、本市は、新年の幕開けとともに市制施行60年の記念すべき節目を迎えました。この一年、各課においてもさまざまな記念事業を展開してまいります。資料の収集・保存を所管する生涯学習課としても、我がまち秦野のすばらしさを再発見し、その魅力を広く発信する機会となるよう、4つの記念事業に取り組んでまいります。一つとしては、本市出身の著名な南画家である大津雲山画伯の足跡を紹介し、市内外に存在する作品を把握する作品展の開催、2つ目に、本市誕生から今日までの歩みを、新聞記事や写真、図案などを多用し、わかりやすい刊行物としての秦野の年代記の制作、それから、100年後の市民に残したいものを市民投票で選定し、その内容を冊子にまとめる「市民が選ぶ秦野に残したいもの50選」、そして、本日、資料No.9でお示しした60年の歩みを紹介する写真展の記念事業を展開してまいります。

この写真展は、本市の誕生から今日までの移り変わりを写真資料で紹介し、秦野の魅力を再発見し、地元への愛着を深めてもらうことを目的としております。既に今月の17日から、多くの人々が集うイオン秦野店を会場に、今月の30日まで開催をしております。その後は、5月8日から29日まで、市役所の本庁舎1階のエレベーターホールで引き続き展示を行ってまいります。

内容は、昭和30年当時の小田急線大秦野駅や市庁舎、それから、昭和35年の秦野たばこ祭など、市制施行から今日までのトピックスとなる出来事などの写真、それから、昭和30年、45年、平成12年と同じ場所から撮影した秦野盆地の写真など、生涯学習課が所蔵する写真資料75点を展示してまいります。この間、テレビ神奈川のニュースでも取り上げていただきまして、きょうの「教育関係ニュース」にも掲載しておりますが、神奈川新聞にも開催記事が取り上げられておりまして、会場のほうに多くの方が立ち寄って展示を見ていただいているという連絡を受けております。

生涯学習課からの報告は以上でございます。

ありがとうございました。

それでは、「教育長報告及び提案」について、ご質問、ご意見

望月委員長

を受けたいと思うのですが、全部で10ありますので、(1)の5月の開催行事と(2)の臨時代理の報告を一つ、それから、(3)から(10)までを一つというふうに分けたいと思います。

(1)の5月の開催行事、(2)の臨時代理の報告について、ご質問、ご意見ございませんか。

内田委員

臨時代理の報告についてですが、これは、あくまでも「班」を「担当」という名前にかえるということで、本当に文言の修正にかかわるものだと理解しました。多分そうだと思うのですが、現場としては人数の変更とかそういったことも伴っているのかどうか、参考までにお聞かせいただければと思います。

教育総務課長

特に組織的な変更というようなことはございません。言われましたとおり、「班」を「担当」に、「課長補佐」を「課長代理」といった全庁的な変更の中に合わせたものです。

内田委員

わかりました。ありがとうございます。

望月委員長

ほかにありませんか。

飯田委員

行事の中のいじめを考える児童生徒委員会、ことしも第1回から4回、例年どおりやられるということですが、参加される人数というのは各学校1名か2名という形ですか。

教育指導課長

いじめを考える児童生徒委員会の委員につきましては、各学校より2名選出ということで、例年どおり予定しております。

飯田委員

わかりました。ありがとうございます。

望月委員長

ほかにいかがでしょうか。

「課長補佐」から「課長代理」になって、教育総務課長のほうから説明がありました。今度は課長代理には決裁権があるわけですね。

教育総務課長

従来は、市長部局で、市長決裁は甲、副市長決裁は乙、部長決裁が丙、課長決裁が丁、教育委員会の場合は、教育長決裁がA、部長決裁がB、課長決裁がC、そういう分かれになっていたのですが、今度は、市長部局で言うと、丁の下に戊というふうな、戊辰戦争の「戊」という決裁区分がございます。教育委員会では、今までの課長決裁のCの下に課長代理の決裁としてD決裁を設けて、いわゆる庁内の定例的な勤務状況の報告ですとか、庁内印刷の依頼ですとか、ガソリンの給油ですとか、そういった定例的なものも今までは課長決裁をとっていたんですけども、そういったものは代理というふうなことで決裁をするという形になりま

望月委員長

す。

私は、今まで正直言って、課長補佐という言葉に非常に違和感を覚えていたんです。何で代理にしないのかと。しかし、秦野市のこの経過は、多分何か背景があってというふうに思ったのですが、今回、補佐から代理になったというのは、組織的には非常にプラスではないかなと思います。補佐も代理も、両方ともサポートするのは間違いないと思いますが、そこに課長の代行権限があるかないかということが違ってくるのではないかなと思うんです。今回は、課長代理というふうになって、それなりの権限を与えるということ、これは組織上は大きな進歩ではないかなというふうに思います。

ほかにどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、(3)から(10)を一括して、(6)の「子どもの事件・事故等について」は秘密会のほうになりますが、どうでしょうか。

今、非常に格差社会の中で、私、非常に興味・関心があるのは、小学校から中学校、中学校から高校、特に本市で小学校から私立の中学校に行った子どもというのを委員会のほうで把握がもしできていたら教えていただきたい。これは神奈川県でも市町村によってかなり差があるんですよね。ですから、本市はどんな状況かということがもしおわかりであれば教えていただきたい。

学校教育課長

今、ご質問がございました小学校から私立の中学校に入学している生徒がどのぐらいかというご質問ですが、全体で170人、本市在住でありながら私立の中学校に通う生徒170人という数字が出ております。

望月委員長

170人ですね。

内田委員

多いんですか。割合としては県内ではどうなんですか。

望月委員長

その辺はどうですか。

学校教育課長

他市の状況は把握しておりませんが、秦野で言いますと全体の4%弱ということになります。

望月委員長

鎌倉なんかは非常に多いんだよね。

学校教育課長

では、一応、今年は170人で4%ですね。

望月委員長

3年間です。在学生全てで170人です。

全部で170人。

内田委員

よろしいですか。ほかにどうでしょうか。

パサデナの件なんですけれども、中高生が海外に1週間近く、今回は1泊長くなってしまったということなんですけれども、刺激的でとてもよい経験になっていると思うんですけれども、参考までに、参加者の負担金額というのはどれくらいだったか教えていただけますか。

教育指導課長

費用のところについては、所管ではない関係で、申しわけありません。調べてまたお答えするようにいたします。

内田委員

本人も幾らか多少払わなければいけないということですよ。

教育指導課長

基本的にはそうだと思います。

内田委員

わかりました。ありがとうございます。多少市のほうからの援助というものはあるんですか。

望月委員長

往復旅費等を入れると16万8,000円ぐらいかかるんですかね。そのうち5万2千円は個人負担、あとは市と友好協会が負担します。これは、いわゆる秦野・パサデナの姉妹都市提携50周年の一環で設けたものです。私、たまたま友好協会の仕事もしておりますので。今までは坡州の英語村に派遣したのですが、今度は、50周年記念ということで、スピーチコンテストの上位2人、1位と2位がパサデナに行ってきたということです。

内田委員

招待ですね。

望月委員長

はい。

それで、今回のこの成果というのは幾つかあるのですが、昨年10月に、今度行く生徒6人と渋沢中学の生徒が何人か、表丹沢野外活動センターに集まって、こちらの時間で夜10時、向こうの時間で朝8時、スカイプでやりとりしたんです。これが非常に功を奏して、こちらの生徒もスカイプで話をした同級生に会いたい、向こうのトンプソン中学の生徒もスカイプで話をした秦野の生徒に会いたいというようなことで、非常に効果があったんです。今回、向こうは6月上旬に卒業するので、5月の連休明けの8日金曜日に、行った6名が表丹沢野外活動センターに集まって、再度向こうの生徒とやりとりをしました。

これは決定ではあるんですが、過去50年の歴史の中で、秦野からパサデナに行ったのは48名なんです。今度、市と友好協会と一緒に、この生徒たちを全部追跡調査をします。中には30過ぎている人もいまして、ですから、このパサデナに派遣したこと

がその後の子どもたちの人間形成にどういうふうに寄与しているかというようなことを主に見たいと思います。これは大きな意味の学力にもなるわけですね。ですから、パサデナに派遣した子どもたちが大きくなって、行った経験がその後の生活にどうか、人間形成にどう及ぼしているかというようなことを中心に見て、傾向を調べていきたいなと思っています。

ほかにどうでしょうか。

高橋委員

また前に戻ってしまうのですが、今、園児とか生徒の数というのは徐々に減少傾向にありますよね。その中で、秦野では統合の園児とか生徒の数がふえているのですが、他市とかほかの地域でもこういうような傾向は見られるのでしょうか。

教育総務課長

統合教育の対象の園児というのは、一定の基準の中で秦野市で統合教育が必要だという指定をするため、他市の状況というのは把握をしてございません。

ちなみに幼稚園ですと、認定委員会というものを年3回ほど行って、健全なお子さんと一緒に同じ教室でというようなことで対象になると、特別に1人介助先生をつけさせていただいて、また個別にそういう指導をしていただくような形になるわけですが、他市と違うかどうかわからないですけど、それぞれの自治体で対応するという形になります。

教育部長

数的に詳しくは言えないのですが、今回、委員さんご存じのように、平塚養護学校の児童が末広小学校に、県立の養護学校、秦野養護学校の分校的な形で市内に帰ってくるといいますか、そういう状況になる。その背景の一つとして、平塚養護学校の児童・生徒数がどんどん増えているんです。その対応で、平塚養護学校の高校の余裕教室を使ったり、そういう状況もあって、その流れの中で、うちのほうの要望と平塚養護学校の思いが合致した中で小中学部ができるということですので、全体として障害を抱えるお子さんが増える傾向にあると捉えております。

教育長

今、部長が説明したことについて、県の教育長会議の中で、実は、今後のインクルーシブ教育について、片やインクルーシブ教育があり、片や支援学級があり、片や養護学校がある。今、部長が説明したように、養護学校の対象児が圧倒的にふえてきていて、それを運営するについて神奈川県としても大変苦慮されている。これ以上施設をふやすということに、財政的にも非常に厳しい状

況にある。

そういう意味で、一つに、財政的に苦しいからという趣旨ばかりではないのですが、インクルーシブ教育で通常級の中で子どもたちが一緒にできるようなものやっいていこうという、それが、今年度、茅ヶ崎でモデル校が始まりました。それと同時に、高校では、今までは義務教育が終わりますと高校は養護学校の高等部しか選択肢がない。それを神奈川県としては、インクルーシブな高校づくりということで、県が所管していますから、高校でもそういうことで受け入れをするという動きを今年度から始めるということになっています。

そのために、全体としてインクルーシブ教育の推進ということを中心に置きまして、一つは通常学級の中で、それから高校、それから特別支援学級の役割の整理をしますということです。ですから、それぞれのところで役割分担をしていきたいと思いますという流れに今後なっていくのかなという気はしています。

ほかにいかがですか。

学校教育関係の事業で柏木課長から説明がありまして、私が特に注目したいのは、先ほど課長から説明がありました資料No.4の3ページの一番下で、研究推進担当者会を今年度始めたんですね。これは、簡単に言えば、学力をどう高めていくか、学力テストの結果をどう分析して、それをどう指導に生かしていくか、そういうようなことを中心に、いわゆる直接的な全国学テの対策で、秦野市の今回の取り組みの大きな特徴ではないかと思うのです。

それから、幼小中一貫教育の推進検討委員会が年に2回予定されているのですが、ここで海老名と箱根と秦野が幼小中一貫教育のモデル事業で県に指定されるわけですから、この検討委員会には中教育事務所なり県の指導主事さんに入ってもらって、県は何を考えているのか、そういう県の基本的な理念なり考え方というものをきちんと説明してもらったりして、そして、一緒になって市教委とともに考えて取り組んでいくという姿勢が大事ではないかなと思います。

それから、秦野市では、東地区の幼小中一貫教育が進んできて、ずっと長い間、幼小中一貫教育の取り組みをしています。県では小中一貫教育なんです。だけど、幼稚園は市ですから、県の指定では幼小中はできないわけですね。ですから、今年度はどうい

教育長

うような形で進むかわからないのですが、来年度は市の指定を幼稚園にする。そうすると、幼小中一貫教育という方向性、同じ歩調がとれるのではないかと思うんです。そうすると、幼小中で集まって同じ土俵で話し合うことができる。同じ土俵で取り組みができるのではないか。ですから、それは来年度になったら県とよく相談して、もしだめであれば市のほうで指定してしまう。こういうふうにしたらどうかなというふうに思うんです。

今の話は、この指定を受けるについて、前年度中に、こういうことを神奈川県がやりますよという話のときに、秦野市の場合には幼保小中の連携をやっているので、そういうものを前提として考えてくださいということは県に伝えてあるんです。

今回も、指定は、実は海老名の場合は、秦野と同じ隣接型、小中が隣接、それに分離型といまして離れているところ、早い話が、中学校1校に小学校が海老名は3校、秦野のように幼稚園を公立でやっているところというのはほとんどないわけです。平塚とかほかのところでも。そういう意味では、海老名は隣接と分離型の併存というやり方。それから、箱根町の場合には、箱根中学校区に小学校が3校で、町全体として取り組むというやり方。秦野の場合には隣接型単独でやるという、そういうモデル校の指定がある。幼稚園が隣接しているので、先日の教育長会議のときにも、中教育事務所でそういうことの説明があって、そのことを伝えていきます。ですから、指定は指定だけれども、動きは、秦野の場合には過去の事例があるので、幼小中が一緒に動きますよということは県教委のほうに話が伝わっています。ですから、今の市の指定というようなことも一つの方法かもしれませんので、それは検討してみたいと思います。

実は、教育長会議でも、指定期間が県は1年間、27年から28年の3月31日までというふうに言っているのですが、更新の場合、2年を上限とする。ほかの市町から、「我々がやりたい」と手を挙げた場合にどうなるのかという質問が出たんです。その場合、県の場合、これは一定のお金をそこにつけるという考え方を持っているわけで、そうしますと、「ほかの手を挙げても認めないのか」と言いましたら、「それは予算の段階で検討しますから手を挙げてください」という言い方を神奈川県はしています。ですから、例えば、秦野が来年やらないとなると別なところ

の指定ということもあるでしょうし、原則は2年間はやりますというような形で言っています。

既にこの後、モデル校の取り組みをやった後、あり方検討会議というのを継続開催する。それから、小中一貫教育推進連絡会議というものを6月から来年の3月まで、検証と制度の普及というような形で、県としてそういう会議を持っていくという予定を組んでいるわけです。

望月委員長
教育長

これは県の全くの新規事業でしょう。

実は、県はこういう言い方をされているのですが、目標は施設一体型に持っていきたい。そうしますと、そこには9年間の、秦野の場合には11年間と私言っているんですが、9年間の義務教育を一貫してやっていく。そうしますと、3・4・3になるのか6・3になるのかわからないのですが、6・3でも3・4・3でも、校長1人の、教頭がそれぞれの担当で2人か3人かということで、結果としてそれは、人件費削減の行財政改革の一環ではというような意見があって、県としては、それが主目的ではありませんということには言っている。ただ、最終的には、国の言うように施設一体型が一番やりやすいわけで、ところが、今言ったように、隣接型だとか分離型の場合には一体型はできないわけですね。学校規模がもっと小さくなってくれば、建て直しをするときに、その中に一体でということも可能。秦野市長の基本的な考え方、スタンスの中にも、一体型はできないかなという思いは以前も聞いたことがあります。

望月委員長

私は、秦野市長は非常に教育にも熱心だから、秦野市は施設一体型という方向もできるかもしれないけど、他の市町村は、この財政難のときにできるのかな。

教育長

ですから、うちのほうがやっている再配置の中で、いずれ建てかえの時期が来るわけですね、そういうときに思い切ってやるということしか、今の現状のままでやろうと思ったら厳しいですね。縮小されてきて子どもの数がもっと減って半分になった、余裕教室ができる。であれば、どこかの一角につくって集約する。そうすると、うちのほうが今取り組んでいる施設を集約して必要な機能を残すというような形としてできるだろうと思います。

望月委員長

県もいろいろ考えているんですね。

「秦野ウオッチ」の写真展、大いに期待してしまして、私も、

昭和42年に初めて秦野に来まして、これを見て、昭和30年の市庁舎、それから日赤とか、昔をしのぶことができ、これを75点見ることによって、目的にあります秦野への郷土意識の高揚を自分自身が図れるのではないかと期待しております。

それでは、議案に入りたいと思います。

本定例会には2件の議案が提出されています。

議案第10号「平成28年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針について」の説明をお願いします。

教育指導課長

平成28年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針につきまして、内容につきましては昨年度及び一昨年度の採択方針と変更はございません。内容を読ませていただきます。

秦野市教育委員会は、神奈川県教育委員会が定めた「平成28年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」により、平成28年度に使用する教科用図書の採択方針を定める。

1 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。

2 各発行者が作成する「教科書編集趣意書」、神奈川県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。

3 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

4 小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童・生徒の障害の程度や発達の状態等に応じ、適切なものを採択する。

県の採択方針を参考資料という形でつけさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

望月委員長

それでは、ご意見、ご質問ございますか。

4番に「児童・生徒の障害の程度や発達」とありますが、「程度」という言葉を使って大丈夫なんですか。色々な資料などをよく見て確認してください。

教育指導課長

わかりました。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第10号「平成28年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

望月委員長

生涯学習課長

—異議なし—

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号「秦野市指定重要文化財の指定に関する諮問について」の説明をお願いいたします。

議案第11号「秦野市指定重要文化財の指定に関する諮問について」でございますが、このたび、鶴巻下部大山灯籠行事について、保存会から秦野市指定重要文化財の指定の申し出がございました。指定について、文化財の保存及び活用に関する教育委員会の諮問機関である秦野市文化財保護委員会に諮問することをご提案させていただきました。

議案についている添付資料、2ページ目を開いていただきたいのですが、鶴巻下部大山灯籠行事は、ここに記載してあるとおり、江戸時代から続く行事として知られております。毎年、鶴巻の第一自治会館の敷地内で、ちょうど大山阿夫利神社の夏山祭りの期間に合わせた形で保存会の会員が灯籠建てを行っております。

具体的には、7月25日に灯籠とそれを雨から守るお堂というか覆屋を組み立てまして、8月18日に解体をしますが、灯籠が建てられている期間中は毎晩、会員が順番でろうそくに火がともされます。

この大山灯籠については、江戸時代中期に広まった大山阿夫利神社に参詣する大山詣での道中、大山道の道沿いにございまして、参詣の道しるべの一つとして、下部の大山灯籠については、明和6年、西暦に直すと1769年に建造されまして、文政5年、1822年に再建されたということが木製の灯籠の中に刻まれております。他の地域で行われている大山灯籠行事、幾つかございますが、その中でも、覆屋など、最も大がかりな組み立てを行いまして、また、年代も、先ほど言ったように、文字が刻まれていまして明確になっているということと、あと、継続的にこの行事が地域の皆さんの手で行われているということで、生涯学習課としても、貴重な伝統行事、無形文化財であるというふうに判断しておりますので、文化財保護委員会に諮問したいと考えております。よろしく申し上げます。

設置場所、それから、大山灯籠の構造、具体的に毎年やっている写真等も添付資料でつけておきました。会員名簿も会則もついておりますので、また後ほど見ていただきたいと思います。よろ

望月委員長
教育長

しくお願いいたします。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございますか。

この案件は、一昨年、2年少し前ですか、地元の方から話があって、私も実は大根に住んでいたのですが、この行事をやっていることは知らなかったんです。ちょうどそのときにぜひ見させてくれということで行ったんですが、地元の方がコツコツとずっと続けておられる。実行することをやっていることについて、まだ地域の方の協力体制がある程度あるからいいんだけども、いずれできなくなってしまうのではないかという心配をされておられて、では、文化財保護委員さんにも見てもらうような形で、そういう方向でやっていったらどうかというような話をしました。

生涯学習課長
教育長

文化財保護委員さんに見てもらったのは昨年ですか。

昨年です。

昨年、文化財保護委員さんに建てるところから見ていただいて、これは評価としてどうかということをやっていた、そういう経緯がございます。

望月委員長

そういう経緯を踏まえて、こういう結論になったということですね。

内田委員

私も知らなかったのですが、灯笼そのものもその都度組み立てるんですか。

生涯学習課長

常夜灯というものがありますから、それはもうついていますが、これは、先ほどお話ししたとおり、地域によって合致はしないのですが、大山阿夫利神社の夏山祭りの期間中に各地域で道しるべとしてそれを地域の人たちがつけてきたという経過があります。その都度取り壊しをして交換をするということです。

教育長

組み立て式で、収納の入れ物があってやっています。

内田委員

全てですか。

教育長

覆屋の家を含めて。

望月委員長

これは大工さんがある程度つくったのかと。保存会の人たちがつくったのですか。

生涯学習課長

先ほどお話ししたとおり、建造された歴史は江戸時代の後期です。この資料の2ページ目の添付資料の中に創設の部分がございます。

教育長

再建が文政5年だから1822年。

望月委員長

これは以前はなかったでしょう。

教育長
望月委員長
生涯学習課長
教育長
内田委員

覆屋ですか。屋根ですか。

屋根。

覆屋自体も、その当時のものではないかと。

相当古いですよ。

では、昔はこれが複数あったけれども、今現存しているのはこのセットのみみたいな感じでしょうか。

生涯学習課長

秦野市内には、実はもっと簡単な、覆屋じゃなくて灯籠だけの部分のものが鶴巻地区とほかのところに2カ所ありますが、このような大がかりな形の灯籠建てというのはやっていません。それからあと、平塚とか茅ヶ崎、大山街道が通っているところでは同じような取り組みをやっていますが、これほど大がかりなものを継続して建造しているものはありません。ですから、神奈川県内でも、今まで私が知る限りでは、文化財としての指定という部分はまだされていないという状況でございます。

望月委員長
生涯学習課長
内田委員
生涯学習課長

価値があるんだね。

価値はあると思います。

ふだんは基礎も何もないところに建てられているんですか。

実は、敷地内のところに、すぐ建てれるように、私も去年見たのですが、1時間弱でこれを全部建築しています。

内田委員
生涯学習課長

これは全部木でできているんですか。

木です。

望月委員長

それでは、議案第11号「秦野市指定重要文化財の指定に関する諮問について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長
望月委員長

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

6の協議事項に入ります。

協議事項、「(1)平成27年度教育委員会教育行政点検・評価について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、協議事項(1)の点検・評価について、ご説明をさせていただきます。

27年度の教育委員会の点検・評価についてでございます。

まず、目的は、例年と同様でございますが、平成26年度の基本方針に沿って、主要施策等が適正に合理的に執行されているかということをお教育委員会自らがチェックをし、その活動を充実さ

せて説明責任を果たす、こういったことを目的にしております。

点検・評価の対象は、26年度におけます基本方針・主要施策及び教育委員会の活動状況について点検・評価を行うということでございます。

点検・評価の主体、(3)、(4)、同様になりますが、主体、進め方でございますが、各事務局のほうで自己評価を実施しまして、その後、学校関係者、生涯学習関係者で組織する点検・評価会議、昨年から設置するようになりましたこの会議を設置して評価、その後、学識経験者による総合評価をいただいて、最終的には教育委員会自らが各教育委員さんのほうに点検・評価を行っていただくということになります。

おめくりをいただきまして2ページ目になります。点検・評価会議につきましては、ここに書いてございますように、学校関係者、生涯学習関係者、そういったようなことで7名で点検・評価会議を設置させていただいておるところでございます。

(2)の総合評価ということで、学校関係、生涯学習関係、それぞれの学識経験者の方に総合的な評価、意見をいただくという形で進めさせていただきたいと思っております。

4ページから11ページまでは、その内容、基本方針、主要施策から点検・評価までを載せさせていただいております。特に10ページ以降のシートにつきましては、今年度は昨年度と同様のシートを使いたいと考えてございます。

12ページは全体のスケジュールでございます。今日、ご協議いただいた後、各事務の担当部署、また部長による自己点検・評価を行い、6月上旬に第1回目の点検・評価会議による点検・評価をやっていただいて、7月上旬に第2回の点検・評価会議で評価を決定していただく。それと並行して学識経験者の方に総合評価を7月中にやっていただいて、8月上旬に、また日程は調整させていただきますが、教育委員の評価ということで、学習会という形で評価をしていただいて、8月の定例教育委員会会議の中で議案として提出をさせていただいて、その後、9月に市議会のほうに報告、市のホームページのほうにアップをしていくという形で進めていきたいと考えています。

以上でございます。

それでは、これについて、ご質問、ご意見はありますか。

望月委員長

教育総務課長	<p>学識経験者の総合評価は、27年度も小林先生と佐野先生にお願いするということですね。</p>
望月委員長	<p>実は、まだ打診というか、ご本人のほうにお願いはしてございません。事務局としては、昨年と同じ方にさせていただければというふうに考えています。</p>
教育総務課長 望月委員長	<p>小林先生にお聞きするときに、保健福祉大学教授か保健福祉大学院か、これは本人に確かめたほうがいいと思います。東海大学にも非常勤講師で毎週火曜日に来ているんです。こちらのほうが専任ですが、大学院も教えていますので、その辺は大事なことから、本人にお聞きになったほうがよろしいかと思ひます。</p>
教育総務課長	<p>わかりました。</p>
望月委員長	<p>佐野美三雄さんは管理部参事でいいと思います。最後は足柄ふれあいの村の村長で退職されているのですけれども、身分は管理部参事でいいんじゃないかと思ひます。もし不安であれば、佐野美三雄さんにも快諾を得られましたら、お聞きされたらよろしいかと思ひます。</p>
教育総務課長	<p>昨年の分を小林先生にやっていただきまして、表記のほう、大学の学科と大学院、両方併記して実際の冊子とかには書いてございますので、依頼などの部分は、ご本人に確認してやりたいと思ひます。</p>
望月委員長	<p>ほかにどうでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>協議事項の「(2)はだの教育プラン及び生涯学習推進計画の策定について」の説明をお願いします。</p>
	<p>それでは、協議事項(2)の「はだの教育プラン及び生涯学習推進計画の策定について」ということで、私のほうからは、はだの教育プランのスケジュールについてご説明をさせていただきます。</p>
	<p>現教育プランは平成23年から本年度までの5カ年の計画でございますので、来年度、平成28年から32年の5カ年の新たな教育プランをつくっていくというようなことを予定しております。</p>
	<p>そういった中で、教育プラン策定のスケジュールでございます。左側に教育プラン策定のスケジュール、その下に、それぞれの取り組み、組織ごとの取り組みというようなことで、策定懇話会、教育委員会会議、あと庁内の担当レベルの作業部会、そのスケ</p>

ジュールを書かせていただきました。

まず、本日、4月に教育委員会会議のほうでスケジュールについてご協議をいただいて、ご了承いただいて、いよいよこのスケジュールで進めていくということになります。それに合わせて作業部会のほうでは体系案の検討を進めていくということでございます。

はだの教育プラン策定懇話会につきましては、1回目を6月に予定してございます。外部の有識者の方ですとか学校の関係者、保護者の関係者、そういった方々、一応、予定では8名の方に懇話会を組織していただいて、年間4回ほど、ご意見をいただいてご協議していただくということを考えてございます。

全体の流れとしましては、一番下に総合計画のスケジュール、これはポイントのスケジュールしか入れてございませんけれども、総合計画、行革プラン、再配置計画という市の上位計画が同じように28年度から向こう5年間の計画を今年度つくるような形になってございますので、そのスケジュールと歩調を合わせながら策定を進めていくということで、6月中に全体の施策の体系案を、例年、主要な施策のときに体系図という形でお示しをしているような、それぞれ基本方針があって、主要な施策を列記しているような体系図を6月中に最終的には教育委員会会議で協議していただいて決定をさせていただく。9月中に、今度は素案ということで、体系図の中からそれぞれ個別の施策についての素案を策定しまして、9月中に教育委員会会議のほうでその素案についてご協議いただいて、ご了解をいただく。その後、素案についてパブリックコメントを実施して、最終的には、先ほど言いました総合計画とあわせて、12月、1月で協議、最終的には2月で教育プランというようなことで、議案として2月の教育委員会会議で計画の決定をしていくということでございます。

教育委員会会議の中で「協議」と書いてあるところは、定例の教育委員会会議で協議をさせていただく。また、学習会は、できれば5月ですとか8月、先ほどの点検・評価で学習会を行いますので、そういったところを捉えながら、また教科書採択の部分もございまして、そういった機会を捉えて、教育委員会会議のほうでも教育委員さんの学習会という形で、体系案ですとか素案ですとか計画案をお示ししながら、ご協議をいただきながら策定を

生涯学習課長

していきたいと考えております。

次回の教育委員会会議の部分では、学習会を5月にやらせていただいて、体系案の検討をしていただくという日程であります。

以上でございます。

生涯学習推進計画のタイムスケジュールをご説明します。今、教育総務課長がお話ししたとおり、教育プランと同時に同じような形で進めていくという形で、全体の策定スケジュールは、上段に書いてあるとおり、教育プランの策定スケジュールと同様の形で進めてまいります。

ただ、策定に当たっての検討組織は教育プランとはまた違っておまして、生涯学習自体が教育委員会だけに限らず市長部局にもまたがります。スポーツ関係、子ども育成、文化行政という形がございます。そしてまた、生涯学習推進のための教育委員会からの諮問に応じた答申や必要な調査研究を行う社会教育委員会議がございますので、そちらを主軸にした形で検討していくという流れになっております。

そして、計画の策定、それから計画の評価等を行うための組織として生涯学習推進専門部会というものがございます。これは、昨年度、社会教育委員会議の専門部会として新たに設置されたものでございまして、既に計画の策定に向けて第1回目の会議を行っております。ただし、社会教育委員さんの任期がことしの5月いっぱいという形で、6月には新たな形の社会教育委員が選出されます。当然、専門部会も、社会教育委員から4名、それから外部委員が2名という形になっておりますので、専門部会のメンバーもかわるという形になりますので、専門部会の進め方も6月以降から進めるような形になっておまして、2回目以降はそういう形になっております。

教育委員さんのほうにお示しする部分は、社会教育委員会議である程度形ができたものを、はだの教育プランの計画案を示す時期に合わせてご協議をやっていただきたいと思いますと思っております。

いずれにしても、教育プラン、それから総合計画、いろんなプランとの整合性というものがございますので、そういうことを見据えた中で生涯学習推進計画もやってまいりたいと思います。

以上でございます。

望月委員長

何かご質問、ご意見ございますか。

内田委員

はだの教育プラン、あるいは生涯学習推進計画の策定ですが、これは総合教育会議とのかかわりというのは何か出てくるのでしょうか。

教育総務課長

総合教育会議の中では、協議事項の一つとして、テーマとして上がってくるものだというふうに考えてございます。

それともう一点、総合教育会議の中で決めなければいけないこととございますが、市長との懇談会の場でも、今回の新制度の中で首長が定める教育に関する大綱につきましては、十分教育プランの基本方針と整合させたものとしていくという部分もございませので、そういったことから言いますと、教育プランの基本的な考え方、基本方針は、当然、大綱と同じものといいますか、すり合わせたものにしていくというようなことで、そういった一番もとになる基本的な考え方というのは、総合教育会議の中でも決めさせていただいて、教育委員会会議の中でも決めさせていただくというようなことになると思います。

内田委員

わかりました。ありがとうございます。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

生涯学習推進計画のほうでは、生涯学習推進専門部会、先ほどの説明によると、外部が2名、社会教育委員さんが4名、こういう説明でしたね。教育プランのほうの策定懇話会の8名のメンバーというのはどんなジャンルなんですか。

教育総務課長

懇話会となりますので、組織を設置する要綱を設置する必要があります。そういった中では、委員の選出区分としまして、学識経験者、それと学校関係者と社会教育の関係者、そんなような位置づけ、あとは保護者ですね。学校関係者と保護者と今言った社会教育の関係者、そのような4つの区分に分けて8名をとというふうなことで、現時点で考えていますのは、そういう中で、学識経験者の方が2名、学校現場、幼小中ありますので3名ですね。それと保護者、PTA関係が幼稚園と小中がありますので2名、それと社会教育の関係で1名、計8名というのが現時点で考えている構成員でございます。

望月委員長

それでは、今までのものをよく吟味して、いわゆるプラン・ドゥ・チェック・アクションの経営サイクルで十分それをやっただいて、つくってみて下さい。

やはり委員さんにはかなり厳しい意見があるんですよ。「20

望月委員長

教育指導課長

年前と同じじゃないか」とかいろいろあったり、それは委員さんは委員さんの立場で見ているわけだろうと思いますが、過去のいろいろな反省を加えながら、大変ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにどうですか。

—特になし—

それでは、協議事項の「(4) 秦野市いじめ防止基本方針に基づく調査委員会等の設置について」。

よろしくお願ひします。

秦野市いじめ防止基本方針、おかげさまで制定という運びになりました。ありがとうございました。

ここでは、基本方針に基づく、いじめの防止等のための調査、重大事態の調査を行う組織を設置するものでございます。この組織に関しましては、ここにあるとおり、3つの組織を設置する方向で考えております。

1番に書いてある秦野市いじめ問題対策連絡協議会は、教育委員会が設置者となりまして、いじめの防止等に関係する機関の連携を図り、情報共有、協議等を行っていくという性質の組織でございます。本来は条例設置となるところですが、同様の会議を既に開いている場合は条例設置ではなくてもよろしいという規定に従いまして、秦野市学校警察連絡協議会、通称学警連と言いますが、この学警連を母体として、この外部組織を運営していきたいと考えております。この会議の要綱につきましては、来月の教育委員会会議で協議、6月に議案として提出させていただきたいと思います。

次に、2つ目、秦野市いじめ問題対策調査委員会につきましては、2つの性質がございます。1つは、秦野市の基本方針に基づく取り組みのあり方やその実効性を高める調査研究を行うという性質のもの。これは、いじめ防止対策推進法の第14条の第3項に従っているものです。

もう一つは重大事態。これは、子どもがいじめを苦に残念ながら自殺をしたとか自殺を企てた、または、いじめを原因として長期に欠席したという重大事態が発生したときの調査を行う組織でございます。秦野市では、いじめ防止対策推進法の第14条の第3項と調査は第28条の第1項、この2つの性質をあわせ持った

組織を条例制定するように考えております。

なお、3つ目の秦野市いじめ問題再調査会につきましては、真ん中の教育委員会附属の調査組織が重大事態を調査した、その結果について、例えば、市長が、さらにもう一度調査が必要だろう、もしくは、今回のことからもう一度調査をしてほしいといった場合に調査できるという、できる規定の組織ですけれども、秦野につきましては、この組織も設置していく。

合計3つの組織を設置することとなります。秦野市教育委員会が関係するのは上の2つの組織ということでございます。

なお、今後ですけれども、秦野市いじめ問題等対策調査委員会と秦野市いじめ問題再調査会の条例の、全くの素案ですけれども、案を出させていただいております。秦野市といたしましては、教育委員会附属の調査組織と市長部局、これは人権推進課が窓口となりますが、この調査組織の条例を一つにまとめてやろうという法律に基づきまして一つにまとめております。

次のページに、これも全くの素案ですけれども、教育委員会附属の秦野市いじめ問題等対策調査委員会の規則、これも素案を載せさせていただいております。

今後なんですけれども、まず、条例につきましては、真ん中の教育委員会附属の調査委員会につきましては、本日ご協議いただくということで、来月の5月18日、この日に形を整えておきますので、議案ということでご審議いただければというふうに考えております。

なお、規則については条例が制定した後でないとは認められないという規則に基づきまして、実はこの条例の制定が、6月22日、6月議会の最終日に制定となる運びとなっております。教育委員会会議の日程を見ますと、6月19日に予定されております。逆になっているということで、なおかつ臨時代理はこの会はできないということで、申しわけありません、6月19日に予定されていた教育委員会会議を6月22日の条例制定の後に日程変更を、できれば23日に、速やかに開いてほしいということがありますので、23日のご都合を委員さんにまたお伺いできればというふうに考えております。

なお、条例案と規則案につきましては、この後ごらんいただいて、ご意見がございましたら、来週あたりにまた教育指導課のほ

望月委員長
内田委員

うにお申し出いただければというふうに考えております。

長くなりましたけれども、以上でございます。

この件について、ご質問、ご意見ございますか。

3つの名称の協議会、委員会、あるいは調査会というものが挙がっていますけれども、ある意味、常設は協議会が常設ということによろしいですか。

教育指導課長

まず、上の秦野市いじめ問題対策連絡協議会につきましては、学警連の委員会が開かれる前段でやろうと思っております。常設といえば常設ですかね。

2つ目の秦野市いじめ問題等対策調査委員会は常設です。

3つ目の市長部局のほうなんですけれども、こちらはもちろん条例を設置します。ただ、教育委員会附属の調査機関が調査をやるに当たっては、例えば湯河原で起きた事件、あ那时的調査は8月に始まって翌年の3月に答申が出たということで、それなりに期間がかかる。常設はせずに、事が起きたところで人選をしてやっていくというように今は市長部局のほうでは考えております。

以上です。

望月委員長

ほかにいかがですか。

調査委員会と再調査の委員、これはメンバーが同じでもいいんですか。

教育長

実は、再調査会のほうは法律上の附置義務ではないです。必ずやらなければならないということではなくて、やったほうが望ましいという。今までの事例で言いますと、調査委員会が調査したけれども、それに対して不十分だとか保護者の意見が違ふとかという場合に、再調査会にそういう形で申し出をして再度調査をする。ですから、組織形態は整えておりますけれども、その委員さんについては、そういうものが生じたときに選任をしてお願いをしていくという形になっています。

望月委員長
教育長

必要なときに選任するのですか。

ですから、分野はできていますが、最初から常設で委員を決めておくのではなくて、条例制定できますから、必要に応じてその分野からお願いしていく。

望月委員長

了解です。

ほかにどうですか。

飯田委員
教育指導課長

再調査が必要だとわかったときに任命するわけですか。
教育委員会附属の調査組織が調査をして、結果を出す。その結果を見て市長が判断して、「これは必要だ」というときに任命します。

教育長

例えば法律の専門家の分野だとか何の分野と分野だけ決めて、その中で、違った視点で見てもらうわけですから、教育委員会が設置するものと同じ委員さんは選ばないで、分野を決めておいて、その分野の中からお願いをしていくという。

それをなぜ市長部局に持っていくかということ、教育委員会に屋上屋を重ねるような形で2つ一緒に所管をするということになると、これはおかしいじゃないかということになりますから、所管を変えて、市長部局のほうで市長のほうで判断をして設置をするんですが、委員さんについては市のほうが選任をお願いするという形になっています。

飯田委員
教育長

再調査会は教育委員会じゃない。
今のところ、人権の問題が主ですから、市の人権担当部門が所管をするという形になっています。

飯田委員
望月委員長

わかりました。
それでは、次に移りたいと思います。
「その他」に入りたいと思います。

教育総務課長

では、平成27年度のP P S事業者の電力供給について、生涯学習課の公民館の部分もありますが、あわせて私のほうからご説明をさせていただきます。

平成26年度から、P P S事業者による電力供給を行うようになりました。毎年度、入札でその事業者を決定していくというようなことで、今年度、27年の7月から来年の6月までの1年間の事業者を決定するための入札を行いまして、入札の結果、小中学校につきましてはエネットという会社、公民館につきましてはF - P o w e r という会社が落札をしております。

右側の「削減見込額」というのは、東京電力の料金の積算が予定価格になるわけですけれども、当然それよりも低い価格で落札ということになります。その削減額は、小中学校につきましては1,567万2,704円、削減率は21.1%、公民館につきましては308万8,950円、削減率として14.1%ということで、削減が図られるというご報告でございます。

望月委員長

以上です。
何か質問はありますか。
—特になし—

望月委員長

それでは、「(2) 児童生徒の安全確保に向けた取組について」、
お願いします。

教育指導課長

その他の(2)ということで、よろしくをお願いします。

2月に発生しました川崎中一生徒殺害事件を受けまして、文科省より緊急調査が入りました。幸い、秦野市は該当なしということだったのですけれども、全国には400名、それぐらいの児童生徒が該当するということはお報告したとおりでございます。

また、3月末、今度は新学期に向けての緊急点検ということで、教育委員会または学校に対して文科省のほうより緊急点検を行うようにと、あわせて、前回の調査でわかった400人の追跡調査を行うようにという指示がありました。

きょうのニュースで、400人中83人がいまだにつかめていない、危険があるということで、そのうち1人は、事件性はないけれども、既に死亡していたというニュースが流れておりました。

教育委員会といたしまして、まず、1ページのように、4つの観点から点検を行いました。

1つ目は、学校から教育委員会に報告を行うべき事実が明確に整理されているかということで、取り組み内容が右側のほうでございます。

また、2つ目、警察を初めとする関係機関の窓口を把握しているかということで、右側にまとめています。

3つ目は、学校警察連絡協議会に基づく学校と警察の連携が十分に機能しているかというところ。

4つ目、学校と警察の間で子どもを守るための情報共有ができる体制となっているかということで、4月17日に児童生徒担当者会を開いたわけですがけれども、児童虐待を含めて、事件性が疑われる内容については、とにかく、躊躇せずに警察もしくは児童相談所のほうに即通報するよという依頼もしております。

2ページ目につきましては、教育指導課から各学校に依頼しました新学期に向けての緊急点検、もう一度しっかりと、そういう児童生徒がいらないか点検しろというシナリオです。

その裏面には、点検項目チェックリストを設けまして、これに

望月委員長

望月委員長
教育指導課長

望月委員長
教育長

沿って点検するよというこで各学校では点検を進めているところす。

次のプリント以降は文科省から来ました通知文をつけております。

以上す。

何か質問ありますか。

—特になし—

次に、「意見書について」の説明をお願いいたします。

机上に配付させていただきました意見書につきましてでございます。

まず、この中のご意見が3点ほどあると思ひます。

1点目は、全国学力・学習状況調査の公表についてというこで、事実を素直に、わかりやすく、丁寧に作成してもらいたいという内容す。これにつきましては、伊勢原市の分析方法を推奨されております。

2点目につきましては、学力向上の施策についてす。全国学力・学習状況調査結果の周知方法の工夫、また、具体的な施策の推進を求められております。学力・学習状況調査結果の有効活用、また、土曜授業の実施、それから、正答率上位県との人事交流みたいな内容を具体例として取り上げられております。

3点目、「その他」の部分すけれども、本市調査結果概要の表現問題、公表についての突然の変更、教育委員の視察報告、平成26年度9～11月の教育委員会会議での全国学力・学習状況調査についての協議が非公開の理由、このあたりの回答を求められております。

なお、これにつきましては、教育指導課で回答を作成いたしまして対応していくということにしたいと考えております。

以上す。

いかがですか。

一つ戻りまして、お話をしようと思つたのを逃してしまひましたが、県の教育委員会会議があつたときに、重大事案の関係で、4月17日付で、県と市町村の教育長会連合会が児童生徒が安全・安心に生活するための申し合わせ事項というものをつくつて、これを公表するということす。県のほうからの指示では、各所管の学校長に対して周知徹底をなささいということが一つ。そ

れから、学校長がPTAですとか地域の関係団体にその内容について周知をする。それと、必要に応じて関係機関に周知をするとともに、議会に報告をしてください。あと、全県の生徒指導主事会議だとか県・市町村教育委員会の担当者会議において、適宜、申し合わせ内容について具体的な協議・調整を行うということの指示・指導が出ていまして、県の教育委員会は県議会で4月24日に情報提供している。ですから、これがまだうちのほうには正式に来ていないそうですから、新聞報道されるだろうというふうに思います。内容は、4項目について申し合わせをするという形になっています。後ほど、これが来ましたらお送りするようにいたします。

望月委員長
教育指導課長

では、学力向上の意見書については、いつつくるんですか。
早急に回答をつくりまして、教育長決裁でもって発送するという
ことで、まだ日程は答えられないです。

望月委員長
教育部長

それは教育委員会会議にかけますか。
これは意見書でございますので、先ほどの請願とはまた段階が
違いますので、これはあくまでも意見をいただきましたという形
をとっていきたい。ただ、最後のほうに、今、指導課長も申しま
したように、お答えをいただきたい旨がありますから、それは、
事務作業として、事務レベルの仕事としてお返しをしていき
たいという形をとっていきたいと思います。

望月委員長

では、そういうことでご理解をお願いします。
それから、研究推進者会議の折に、取り入れる取り入れないは
別問題として市民から一つの意見としてこういうようなことも上
がっているということを皆さんにお話しいただいたほうがよろし
いかと思います。

では、「その他」の案件でほかにありますか。
私、報告ですが、4月15日に、全県の市町村の教育委員の連
合会の総会と役員会が鎌倉でありまして、出席させていただきました。

一つは、制度が変わってきたので、この名称をどうするかとい
う、これもこれからの課題になろうかなというふうに思います。

それから、私のほうで提案させていただいたのですが、せっか
く皆さんが集まっているのだから、新制度の導入の実施状況、そ
れから、総合教育会議の開催状況、それから、これは話せる範囲

で結構ですので、首長の新制度に対する基本的な考え方、そういったものを全部の市町村に発表してもらったらどうですかということをご提案させていただきまして、全部教育委員が参加する、教育委員長が参加する、あるいは両方とも参加できないので教育長が参加する、こういうようなことだったのですが、結論から言うと、事務局のほうはもう調査等で把握しているかもしれないのですが、新教育委員会制度の導入は、4月からは、海老名市、大磯町、二宮町、それから湯河原町ということですね。総じて言えることは、教育長の任期中は、現行の体制でいく、旧体制でいくというようなことです。

それから、総合教育会議については、4月に開くところもあるし、5月に開くところもある。今度の日曜日に首長選があるから、それ以後でないと決められないというようなところもありました。

望月委員長

では、「その他」の案件はございませんか。

—特になし—

望月委員長

それでは、秘密会の前に次回の日程調整を行います。

—次回の日程調整—

望月委員長

それでは、秘密会としますので、関係者以外の退席を求めます。

—関係者以外退席—

〔削除〕

望月委員長

以上で4月の定例教育委員会会議は終わります。